

相続 宅建 H10-10-4 《#681》

【問】 正誤をつけよ。

相続人が、被相続人の妻Aと子Bのみである(被相続人の遺言はないものとする。)。Aは、Bの詐欺によって相続の放棄をしたとき、Bに対して取消しの意思表示をして、遺産の分割を請求することができる。

【答え】 誤り

《ポイント》 相続の承認及び放棄の撤回及び取消し【発展】

- 1 相続の承認及び放棄は、第 915 条第 1 項の期間内でも、撤回することができない。
- 2 前項の規定は、第 1 編(総則)及び前編(親族)の規定により相続の承認又は放棄の取消しをすることを妨げない。
- 4 第 2 項の規定により限定承認又は相続の放棄の取消しをしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。(民法 919 条 1 項、2 項、4 項)